



<花壇の整備 花鹿クラブ+保護者ボランティア+環境委員会児童>



5月28日(土)に育友会の皆さんに花壇の土を整備していただきました。プール横花壇では、地下30cmくらいの所に竹の地下茎が這っており、耕すのが大変でしたが、30人ほどの保護者の方々が集まってくださり、1時間ほどで作業は終了しました。子どもたちだけではできなかつたと思いますので、とてもありがたかったです。

30日(月)は、花鹿クラブの方に教えていただきながら、ボランティアで来ていただいた保護者の方々と5・6年生の環境委員会の子どもたちが花の苗を植えました。本校の花の美しさについては、来校者の多くがおっしゃることですが、植栽について、今までは花鹿クラブさんと育友会の皆さんに、多大なご負担をおかけしてきました。そこで、今年度からは子どもたちもいっしょに活動していきたいと思っています。限られた時間(委員会活動の時間)に、花の植え付けを終了することはなかなか難しいですので、秋の作業時には、今回と同様、たくさんの皆様のご協力をお願いいたします。



<6年生の租税教室>



税金についての勉強です。奈良県税理士会から2名の税理士さんに来ていただき、6年生が学級ごとに1時間ずつ授業を受けました。

日本の税金の種類は約50種類あるそうです。消費税は子どもたちにとって一番なじみある直接税ですが、そのような税金が、暮らしの中でどのように使われている

のかを勉強しました。自宅の周りにある公共施設に目を向け、それらが税金で成り立っている事、1億円の札束の量と重さ等、知らなかったことがたくさん分かった授業でした。



<6月はいじめ防止月間です>

文科省は「いじめ」を次のように定義しています。

「いじめとは…心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

小学生にとってはとても難解な言葉ですので、できるだけわかりやすくすると、

- ①家族の悪口や体つきなど、どれだけ頑張ってもすぐには直らないことを言われたとき。
- ②長く(1週間以上ぐらい)嫌なことをされたとき。
- ③たくさんの人たちから嫌なことをされたとき。
- ④力の弱い人が力の強い人に従わされたとき。
- ⑤ひどいやり方(インターネットを使って悪口を広めるなど。)で苦しめられたとき。



これらのことがいじめであり、絶対にしてはならないことです。何かトラブルがあった時、このことを知っていると、「それはいじめでしょう。」とすることができます。そして、大切なのは、いじめた側やいじめられた側の子どもたちだけではなく、周囲の友だちがいじめを許さない態度をとることで、そのためにも定義づけは大事です。

そうして「いじめ」があった時には次のように対処しようと思っています。



- ①いじめは絶対に許しません。なくなるまで許しません。
- ②本当のことが分かるまで、先生は両方に話を聞きます。
- ③いじめた側の家の人と、先生たちは話をします。
- ④教頭先生や校長先生も話し合いに入ります。

一般的には本人が苦痛を感じ、「いじめられた」と認識していれば、「いじめ」です。それなら、『「これはいじめだ。』と言った者勝ちになるのではないのか?』…先日、このように話した子どもがいました。皆さんはどのようにお考えになられますか?

いじめかどうかは周囲の者も判断します。だから、多かれ少なかれ、いじめと取られる事実や言動が普段から見受けられたなら、きっと周りの子どもも「いじめだ」と言うでしょう。また、周囲の大人の正しい判断も大事です。子どもの「相手に寄り添う気持ち」を育てるのは、学校だけではなく、ご家庭での指導です。



だから、「いじめ」の事例においては、決して「言った者勝ち」ではないのです。